

平成30年度
埼玉県立久喜高等学校（定時制の課程）
いじめの防止基本方針



平成30年4月1日
埼玉県立久喜高等学校
（定時制の課程）

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| はじめに | 2 |
| 第1 いじめの未然防止のための取組 | 2 |
| 第2 いじめ早期発見への取組 | 2 |
| 第3 いじめの早期解決への取組 | 3 |
| 第4 いじめ問題に向けての校内組織 | 4 |
| 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について | 4 |
| 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策 | 4 |
| 第7 年間行事予定 | 5 |

はじめに

埼玉県立久喜高等学校定時制の課程（以下、「本校」という）は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に向けて、全ての教職員が一丸となって、以下に取り組む。

- (1) 平素から、職員会議や校内研修等を通じて、いじめに対する教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対して、学校の教育活動全体をとおして、日常的にいじめについて考えさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- (2) 在り方生き方教育や人権教育等との連携を図り、自分及びすべての他者をかけがえのない人間として尊重しようとする態度を養う。また、他者の立場や思いに興味・関心を寄せたり、自他の違いを認めたりしながら、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) いじめ加害の背景には、生徒のさまざまなストレスがかかわっていることを踏まえ、生徒がのびのびと学校生活を送ることができるように、学習指導や生徒指導を充実させる。また、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4) 家庭や地域と協力しながら、学校の教育活動全体を通じて、生徒が自己有用感を高められるような機会を提供するとともに、体験活動等を利用して、自己肯定感を高められるような指導を行う。また、生徒会活動等と連携し、生徒自らがいじめの問題について考え、主体的に取り組むことができるように指導する。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員で組織的に、以下の取組を実践する。

- (1) 「久喜高校定時制地域連携自立支援事業」の推進母体である企画委員会は、年2回（5月、12月）に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートである hyper-QU を実施する。また、この結果の分析を、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに依頼し、必要に応じて面談指導を行う。
- (2) 「久喜高校定時制地域連携自立支援事業」の推進母体である企画委員会は、4月に、1年生に対して年度当初面談を実施し、「いじめは絶対に許さない」ことを伝える。
- (3) 生徒指導部は、各学期の始業式（4月、9月、1月）及び終業式（7月、12月、3月）での生徒指導部講話の中で、「いじめは絶対に許さない」ことを、生徒に説諭する。
- (4) 生徒指導部は、各長期休業前（7月、12月、3月）に生徒及び保護者に配布する「休業中

の生徒心得」において、「いじめは絶対に許さない」ことを明記する。

- (5) 生徒指導部は、4月の1年生対象のオリエンテーションの中で、「いじめは絶対に許さない」ことを生徒に指導する。
- (6) 生徒指導部は、非行防止教室（7月）において、「いじめは絶対に許さない」ことを、生徒に説諭する。
- (7) 生徒指導部は、いじめに関する保護者及び生徒対象のアンケート調査を、10月に実施する。
- (8) 教務部が企画する保護者面談（7月、12月、3月）において、学級担任・保護者・生徒の間で、いじめの問題に関する情報交換をする。
- (9) 校内教職員研修の一環として、いじめ未然防止研修会を10月に実施する。
- (10) 日常の授業や学校行事等以外の時間であっても、常に生徒の様子を観察し、気になる場合には、必ず学級担任や生徒指導部に連絡する。

第3 いじめ早期解決への取組

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、保護者の協力を得たり、関係機関や専門機関と連携したりしながら、全教職員で速やかに組織的に、以下の取組を実践する。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 生徒や保護者からいじめではないかというような相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴しながら、いじめの事実の有無を確認する。
- (3) ささやかな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、関係の生徒の安全を確保しつつ、早い段階からの確に関わりを持つ。
- (4) (1)～(3)以外であっても、いじめを発見したり、いじめがあるとの通報があったりした場合には、速やかに、組織的に対応する。関係の生徒から、事実関係の聴取を行う。また、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (5) 養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係の生徒への支援体制を確立する。
- (6) いじめを行った生徒に対しては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (7) 当事者以外の生徒に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせ、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならない」ことを理解させる。
- (8) 校内での指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げるのが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、「いじめの防止等対策委員会」を設置する。

- (1) 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導部員を基本構成員とする。但し、個々の事案に応じて、学級担任や部活動顧問等の参加を求める。また、場合によっては、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーにも参加を要請する。必要に応じて、「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を埼玉県教育委員会に要請する。
- (2) 「いじめの防止等対策委員会」では、情報を共有しながら、いじめに関する問題の予防、解決及び再発防止に向けて、組織的に活動する。
- (3) 「いじめの防止等対策委員会」は、定期的に各学期（6月、11月、2月）に開催するほか、いじめの事案が発生した場合には、緊急に開催する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から、「いじめの防止等対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、埼玉県教育委員会と連携し、埼玉県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ネット上の不適切な書き込み等を発見したら、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合には、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (4) 埼玉県教育委員会によるインターネット上のサイト監視活動等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (5) 生徒一人一人が、情報モラルの意義や重要性等について理解し、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、情報モラルが尊重される社会づくりに向けた行動につながるように、学校の教育活動全体を通じて指導する。また、保護者に対しても理解を求める。

第7 年間行事予定

【注】（ ）内の数字は、「第2 いじめ早期発見への取組」の該当部分を表す。

| 月 | 指 導 内 容 |
|-----|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式での生徒指導主任による講話（3） ・ オリエンテーションでの生徒指導部の説明（5） ・ 1年生年度当初面談（2） |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ hyper-QU の実施（1） |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例の「いじめの防止等対策委員会」 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者面談での情報交換（8） ・ 「休業中の生徒心得」の配付（4） ・ 非行防止教室における生徒指導主任の説諭（6） ・ 終業式における生徒指導主任の講話（3） |
| 8月 | （夏季休業中） |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式での生徒指導主任による講話（3） |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する保護者及び生徒対象のアンケート調査（7） ・ いじめ未然防止研修会（9） |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例の「いじめの防止等対策委員会」 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ hyper-QU の実施（1） ・ 保護者面談での情報交換（8） ・ 「休業中の生徒心得」の配付（4） ・ 終業式における生徒指導主任の講話（3） |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式での生徒指導主任による講話（3） |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例の「いじめの防止等対策委員会」 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者面談での情報交換（8） ・ 「休業中の生徒心得」の配付（4） ・ 終業式における生徒指導主任の講話（3） |